

「令和5年度モニタリング方針」の構成

1 策定目的

事業期間を通じて定例的に行うモニタリング事項に加え、特に当該年度に重点的にモニタリングする事項（業務項目、手段、着眼点、スケジュール）を切り出して、関係者全員で共有することで、時機に合った効果的なモニタリングを展開する

2 モニタリング方針のターゲット

定例の承認・確認プロセスの中でモニタリングする事項とは別に、以下のモニタリングを行う

① 前年度の課題を踏まえたもの

② 当該年度特有の業務に対するもの

- 追加の現地での確認を行う等により、その裏付けや根拠について確認する事項
- 定例で想定している承認・確認範囲に加え、追加で確認する事項

令和5年度モニタリング方針（案）へ盛り込む要素

- **令和4年度のモニタリング実施状況**
 - ・モニタリングを経て行った改善の状況等
 - ・ただし、第3四半期末時点で整理された情報
- **令和5年度事業計画書での主要な取組**

市の モニタリング 事項	重点 事項	①前年度の課題を踏まえた特段のモニタリング事項										
		②当該年度特有の業務に対するモニタリング事項										
	定例 事項	事業期間を通じて定例的に行うモニタリング事項 (モニタリング計画等に基づき、定例の承認・確認プロセスの中でモニタリングの実施)										
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
		初年度										

(参考)

運営権者の 運営方針※	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期
	承継業務、基本業務の整理による円滑な事業運営と着実な業務遂行 など	業務知識・ノウハウの形式知とICTツール等を活用した業務改善 など	コスト最適化による継続的事业運営ができる体制の確立、事業運営で蓄積される知見を引継ぎ可能に体系化 など

※全体事業計画書(2022-2031) 表1より抜粋